

これまでに出了された主な意見

以下は、今後の審議の便宜のため、これまでの基礎問題小委員会（第18回から第25回まで）及び総会（第15回から第18回まで）において出された主な意見をテーマ毎に分類し、順不同に列挙したものである。

総論

（税負担のあり方）

- 今後、公的部門とそれを支える負担のあり方について議論をする際には、政府に対する国民の信頼と社会連帯の意識が重要。
- 今後の社会保障や税制のあり方を考える上では、受益と負担の対応関係を明確にする必要。受益が目に見える形であれば、対応する負担についても、国民は納得するのではないか。
- 社会保障制度の見直しを進める際には、誰がどの程度の負担をすることになるのか示しながら、国民が広く負担する必要性を訴えていくべき。
- 土光臨調以来22年間が経過したが、依然として国民負担率は35%程度にとどまっている。これまでの税制改革に際しては、所得税等の減税によりネット増税は行われておらず、また、近年、財政規律に目をつむって大幅な減税を行ってきた。今後は、財政規律の回復という観点も踏まえ、税負担水準の引上げに取り組むべき。
- 所得課税は負担が軽減されすぎており、消費課税は負担を求めなさ過ぎている。

（財政再建の進め方）

- 基礎的財政収支の均衡は、公債残高のGDP比の上昇をとめるため最低限必要であり、財政再建に向けた第一歩である。
- 国民には、増税が避けられないという認識は浸透していると思うが、

まだ無駄な歳出が多いという認識がある。今後、増税を行う以上、歳出削減についてももしっかり取り組んでいくべき。

- わが国の危機的な財政状況を踏まえると、自然増収と歳出削減のみでの財政再建は困難であり、増税が必要。その際、広く公平に負担を分かち合うため、課税ベースの広い所得税や消費税を念頭においておくべき。
- 財政再建を先送りするほど、将来財政破綻を回避するために必要となる歳出削減や増税の規模は大きくなるため、経済動向にあまりとらわれることなく、歳出削減と増税の議論を進めていくべきではないか。
- このところ、財政の現状に対する危機感が薄れてきているが、市場関係者も財政はいずれ危機的な現状になりかねないと見ている。今後、三位一体改革に取り組んでいくにあたって、全国一律にサービス水準を保障するやり方を見直し、国・地方を通じた財政再建につなげていく必要があるのではないか。
- 財政再建の実施のタイミングについて、集中的に負担が発生することを避けるため、成長軌道への回復を待って集中的に進めるのではなく、徐々に平準化された形で進めるべきではないか。
- これまでの公共事業縮減と同様に、今後増税を行っても、景気を抑制する効果はそれほど大きくないのではないか。
- 国民の将来に対する不安を払拭するため、財政の将来像を前向きに示すことが必要ではないか。
- 2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化に向け、明確な道筋やおおよその青写真を示しながら、税制改革を進めていくべきではないか。
- 基礎的財政収支の黒字化の必要性や累次の減税により歪みが生じている税制を改革する必要性について、国民に理解してもらうことが必要。特に税負担の歪みを生じさせている所得税体系の見直しが先決。
- 増税を行うことは、景気が安定的な回復局面に入ったという認識を政府としてマーケットに示すことになるため、財政・金融両面の政策

に関係することに留意すべき。

- 歳入・歳出両面の取組みについては、税制改革、社会保障制度改革、三位一体改革等の政策全体を総合的に捉えて、複数の選択肢を示しながら、景気への影響などについて議論していくことが必要。
- 増税が経済に与える影響は見極める必要があるが、増税により将来についての安心が保障されれば、中長期的にはいい影響があるのではないか。この点も踏まえ、財政への信認を確保する観点から、歳出削減と増税に取り組んでいくことが重要ではないか。

(国債市場の現状)

- 1990年代以降の国債の高水準での発行にもかかわらず、長期金利が低下を続けてきたのは、金融緩和による資金供給の増加を、国債が吸収する形となっていたことによるもの。この大量発行の背景には、バブル崩壊による資産価格の下落によって企業に債務が過剰に発生し、それが不良債権として、最終的に政府部門に付け替えられていくという調整プロセスがあったと考えられる。
- 今後、量的緩和政策の出口も問題になってくる中で、これまでのような大量の資金供給や低金利がいつまでも続くことは、期待できないのではないか。
- 不良資産の処理が最終段階に入り、民間経済活動にも回復が見えてきている。民間部門の債務を肩代わりする形で、いわば「身代わり地蔵」として累増してきた国債の償還について、生産性の改善等により民間部門の収益力をあげ処理原資を確保することとあわせて、国民の負担により対応していくことも必要。
- 国債の市場消化は、「必ずいつかは償却できる」という信頼に基づいており、今後、財政健全化、民間セクターの回復、債券市場安定の実現により、いかに信頼を維持・確保していくかが課題。
- 高齢化に伴う家計貯蓄率の低下や金利上昇という展望を踏まえる

と、国債管理が課題。徹底した歳出削減や増税、海外からの投資を呼び込むことも考える必要。

- 金融緩和による資金供給の増加により、低金利が維持され、国債の大量発行につながったのではないか。
- 巨額の国債残高は、金利の上昇により歳出増につながる恐れがある。国債残高の水準については、絶対額を減らすのはなかなか難しいので、GDP比でどの程度の水準を目指すのかということになるのではないか。
- 郵政事業の改革が議論されているが、この改革は財政改革と密接に関連している。市場に混乱を招かずに郵政改革を進めていくためにも、財政規律に対する信認を確保することが一段と必要になってくるのではないか。

(社会保障と財政)

- 国庫負担は「負担」ではなく保険料負担を下げる「収入」だという考え方が根底にあり、国庫負担割合の増加とともに負担感がなくなり、過大な給付がなされるようになっている。この結果、社会保障財政は悪化しており、人々が真に求めている保障の提供も困難になっている。
- 「国が負担する」という感覚的な表現が用いられることが多いが、国は負担の再配分をしているだけであり、最終的には、国民が負担することになるという点を認識すべきではないか。
- 負担に見合わない過大な給付のつけは、最終的には国・将来世代が負うことになる。給付と負担のバランス、給付の一定割合を自動的に国庫負担とするというあり方を見直し、持続可能な社会保障制度を構築することが重要。
- 国がすべきことは、保険料を払えない人に対して、代理で負担することだが、「社会保険」の枠外で手当すべきであって、最初から給付の一定額を国が負担することではない。

- 経済の低成長、少子化という構造変化により、現在の社会保障制度の前提が崩れてきている。持続可能性の観点から、国が最低限保障する部分以外は全て自己負担にするべき。
- 国庫負担は税で賄われるという意味で負担にかわりはないが、社会保険料のみを負担ととらえることが、安易に国庫負担を増やせという議論につながっている。
- 国庫負担のみならず、地方負担も含めた公費負担ベースで議論すべきではないか。

個人所得課税

(総論)

- 現在の所得税は、税収が痩せ細り基幹税としての体をなしておらず見直しが必要。その際、国民の間に、所得間格差が広がっている最近の状況も考慮する必要。
- 同じ所得でも資産所得の方が勤労所得より担税力がある。応能的な税制にするには、所得税だけでなくそれを補完する税も含めて考えるべき。
- 負の所得税について、社会保障との関係も併せて検討する必要。
- 所得税も個人住民税も互いに余裕がない中で、所得税から個人住民税へ税源移譲することは、生産的でない。財政再建を目的とするならば、それぞれで増収策を講ずるべき。
- 所得税から個人住民税への税源移譲をするにあたっては、所得税は所得再分配機能の発揮、個人住民税は課税最低限を引き下げて応益的な負担とするという個人所得課税におけるそれぞれの役割を考えるべき。

(課税ベース)

- 生活保護は、資産状況を調べて給付を決めるが、そうでない他の現

金給付については、一旦課税ベースに入れて控除で対応するのが望ましい。

(給与所得控除、退職所得控除)

- 給与所得者と事業所得者との間の所得捕捉の格差の問題を抜きにして、所得控除の見直しはできないのではないか。
- 給与所得控除の見直しに際しては、自営業者の家事関連費が適正に必要な経費から除かれていることの検証が必要。
- 給与所得控除で現実に利益を得ているのは法人成りしている自営業者である。その観点からも給与所得控除は見直す必要。
- 給与所得控除の見直しにあたっては、申告により必要経費を実額で控除する制度を整備すべき。
- 退職金は後払いの賃金であり、老後の生活はこれを前提に設計されているので、退職金課税の見直しにあたってはそうした点を考慮すべき。
- 給与収入 800 万円以上の者は、納税者の割合では 12%程度にすぎないが、税収のシェアでは 50%以上となっている。これは課税ベースが浸食されて中低所得者が負担をしていないことを意味しており、ここを議論する必要。

(所得控除)

- 個人所得課税は個人単位課税であるにも関わらず控除が多い。基礎控除は引き上げて、それ以外の控除は歳出に振り替えるべき。
- 所得税は基幹税であるとともに、税の中で最も所得再分配機能に優れている税であるが、今の財政状況を考えると、必要なところにミニマムに、かつ集中的にその機能を発揮させる必要。そのためには、税率を比例税率とし、人的控除を税額控除とすることも考えられるのではないか。

- 課税ベースを広げて、税額控除を導入するというのも一つのあり方。
- 基礎的財政収支を回復していくためにも、所得控除を整理して、簡素な税制を目指すべき。
- 高齢者優遇から子供の扶養優遇への思い切った転換を図ってはどうか。控除の見直しにより生じた財源を子供の扶養に振り向けるのであれば、国民の理解も得られるのではないか。

(定率減税)

- 定率減税の縮減・廃止については、景気動向を踏まえて検討する必要がある。
- 将来の景気動向が不透明であることを理由に定率減税の見直しを議論しないという姿勢で臨むことは適当でなく、定率減税の縮減・廃止について、肅々と検討を行う必要。
- 税調においては、定率減税の縮減・廃止を含め、個人所得課税を改善していく方向についてはコンセンサスがあるのではないかと。ただ、景気との関係で、タイミングが議論になっているだけ。本来あるべき個人所得課税の姿についての議論は、きちんと進めていく必要。
- 定率減税の見直しについては、景気との関係で議論がなされているが、地方分権・三位一体改革との関係もあるので、個人所得課税の抜本見直しの必要性やその姿を示しつつ、肅々と議論を進めていく必要。
- 定率減税の見直しといっても、2兆円程度の負担増である。これは15年度決算における税収の対当初予算比1.5兆円増と同規模であり、景気に与える影響は限定的。
- 現在のような財政赤字がある中では、基礎的財政収支の回復のために国民が果たすべき義務について説いていかなければならず、税金を払わないことを是とするような論調には疑問がある。

(個人住民税)

- 個人住民税均等割の税率は低い水準にとどまっており、引上げを図

る必要。

- 個人住民税の徴収率の向上を目指した執行面・制度面からの検討を行うべき。
- 個人住民税の性格を踏まえ、所得控除は極力簡素にすべきではないか。
- 65歳以上の者に適用される非課税限度額は、現役世代に適用されるものと比べて高い水準にあり、この措置の見直しを図るべき。
- 所得発生時点と税負担時点を近付けるため、個人住民税の現年課税化を検討すべきではないか。
- 個人住民税均等割を市町村税に一本化すべきではないか。

消費税

(総論)

- 消費税を社会保険料を抑制する代替財源として捉える考え方があるが、財政再建といった考え方の議論が行われていない面があるのではないか。
- 中期答申の「歳出全体の大胆な改革を踏まえつつ」というのは歳出面で伸びている社会保障の改革しかない。抽象的な歳出改革ではなく、社会保障の水準とリンクさせて議論する必要があるのではないか。
- 基礎的財政収支の改善のためには税率の引上げが必要だが、企業の活力や予算の使い方といった問題についても議論すべき。
- 軽減税率の議論は消費税率引上げを前提にした議論であるが、消費税率の引上げは相当大変なことであり、消費税率引上げに関する国民への説明はしっかり行う必要。

(税率水準)

- 税率引上げのタイミングや引上げ幅については、きちんとした議論が必要だが、デフレ期待からの脱却や経済への影響を考慮すれば、一

般論としては徐々に引き上げていくのが良いのではないか。

- 消費税を導入して 16 年が経過した現在でも、まだ 5 % という税率水準であることが不思議。

(逆進性)

- 逆進性の問題は、税制全体や歳出を含めた財政全体で広く考えていく必要。
- 所得再分配は全体として効率的に、かつ、必要な人々に的確に行う必要。
- 所得税を地方に移譲していく中で、個人所得課税の側からどの程度消費税の所得に対する逆進性を緩和できるかについては、今後の個人所得課税をめぐる検討状況を見極める必要。
- 軽減税率には、執行面のコストや経済活動への中立性を欠く等の問題がある一方、消費税率を相当引き上げて社会保障給付で逆進性の問題に対応する場合には、大きな政府や負担率の上昇といった問題があり、潜在的国民負担率を 50 % 以内に抑える目標は外さないと難しいのではないか。
- 高齢化社会や財政赤字を考えたとき、広く国民が負担を分かち合っ
て安定的に支えていく必要がある。分配の不平等の要因は、高齢者間
での分配の不平等と高齢者のウエイトの高まりにあり、消費税だけで
はなく個人所得課税や資産課税も含めた議論も重要になってくる。

(税率構造)

- 低所得者への影響を考慮すれば、食料品に対する軽減税率の採用を
考えるべき。
- 税率引上げの際には国民の理解を得るために、食料品だけには軽減
税率を採用すべき。
- 食料品の軽減税率は逆進性緩和を目的としているにもかかわらず、

高額所得者も恩恵を受けてしまうものであり、その採用は慎重に考えるべき。

- 軽減税率の採用には、例えば、食料品と言ってもその対象範囲が拡大して大混乱になり得るといった問題があり、過去の売上税法案の非課税品目の選定に対して批判があったことを念頭に置くべき。
- 軽減税率は、徴税側にも納税者側にも様々な問題が発生し、一度採用するとやめることも困難であり、軽減税率の採用はできる限り避け、所得課税や資産課税などで再分配を手当てすべき。
- 複数税率の採用は、技術革新に対応できていないことへの批判があった物品税の時代に戻るようなもの。制度に特例を設ければ不公平感につながるため、税率構造は簡素が望ましい。
- 消費税が支える社会保障の給付は広く国民が受けるものであり、税率が10%程度であれば、様々な問題を抱えている軽減税率の議論は適切ではない。

（仕入税額控除）

- インボイス方式の採用は、免税事業者が課税事業者を選択するよう促す効果があり、それにより消費税の信頼性や透明性を高めることになるのではないか。
- 軽減税率が採用される際にはインボイス制度は必要となるが、事務負担の軽減についても併せて考えるべきではないか。

（消費税の目的税化）

- 消費税の目的税化に関しては、基幹税を目的税化することの財政政策上の是非が議論されてきているが、今後、消費税収のうちの地方交付税分の取扱いや特会に直入して給付と連動させるのか否かといった前提を明らかにして、議論を行う必要があるのではないか。
- 目的税化には問題があるが、仮に消費税を福祉目的化するのであれ

ば、一般会計からの補填はせずに、消費税収だけで福祉を賄うということも一つの方法ではないか。

- 消費税の使途に関しては、「社会保障の在り方に関する懇談会」等における年金、医療、介護などの議論と整合性を図っていくべきではないか。

酒税

- 税率差によって歪みが生ずるのは問題であり、税負担の均衡を図る必要。
- 酒類消費の態様が変化していることから、酒類の分類を見直す必要があるのではないか。
- 酒税法では、原料・製法により酒類を分類し、その分類に応じた税率を設けているが、近年、メーカー側の技術力の向上により分類の壁をやすやすと乗り越えたものが見受けられるようになってきている。
- 発泡酒やビール風酒類のような商品が出てきたのは制度的な問題があるからであり、分類の見直しを含めきちんと制度を見直すべき。
- これまでパッチワーク的に見直しを行ってきたが、基本的考え方を明示すべきであり、前広に議論していく時期にきているのではないか。
- 高級酒には高い負担、それ以外には相応の負担という考え方もあるのではないか。

環境税

- 環境税以外の政策により京都議定書の目標を達成できる可能性もあり、本格的に議論するのはまだ早い。
- 消費税や所得税の問題がある中、環境税も導入ということでは理解が得られない。
- 京都議定書の発効が見込まれる中、税制調査会としても、税を導入するとすれば、どういう税の構造がいいのか議論すべき。

- 課徴金的な税が最適かどうか、排出量取引制度など他の施策との比較を議論すべき。
- 環境税の温室効果ガス削減効果について、定量的な検証が必要。
- 省エネ対策等温暖化に対する取組みを行っている産業界に比べ、温室効果ガス排出の伸びが著しい民生・運輸部門に対する検討が必要。
- 民生・運輸部門に対して税で対応する場合には、価格インセンティブ効果を働かせるため相当高い税率を設定する必要がある。
- 原油高によりガソリンの価格が上がっても消費は減っておらず、環境税の価格インセンティブ効果は疑問。
- 環境税は炭素ベースで検討すべき。併せて既存エネルギー諸税の課税ベースも見直すべき。
- 温暖化対策財源として環境税を検討する際には、道路特定財源の見直しを行うべき。
- 環境税の税収は一般財源とすべき。

法人課税

(税率、政策税制の集中・重点化)

- 法人所得課税に係る実効税率の国際比較に当たっては、グローバルな観点からの比較としては法人税（国税）のみに絞るのが適当。
- 現行の法人税率は既に先進国並みの水準となっており、当面は法人税率の引下げを議論する状況にはない。また、開発途上国の法人税率の水準を念頭に法人税率の水準の議論を行うことは適当ではない。
- 企業部門が全体として資金余剰を抱え込むという異常な状況が生じており、こうした中で法人税率を引き下げても有効性に乏しい。
- 平成 15 年度税制改正において、一般的な法人税率の引下げではなく、研究開発等に焦点を絞った政策税制に重点化する措置を講じたが、こうした政策選択の方向性は、21 世紀へ向けた国家戦略を念頭においた「選択と集中」という考え方に基づくものであり、的を射ていたと

いえるのではないか。

- 研究開発減税等については、かなりの効果が見られるとの声が多く聞かれる。事実、企業の税負担が相当軽減され、実質的な税率引下げのメリットが企業に及んでいる。
- 企業の投資行動にはある程度時間がかかることを踏まえれば、今は、研究開発減税など政策税制の効果を見極めるべき段階ではないか。
- 研究開発減税など既存の政策税制については、有効なものとそうでないものとの選別するため、その効果や有効性を十分検証すべきではないか。
- IT投資促進税制等は景気対策の一環として導入されたが、平成18年3月末の期限到来時には縮減の方向で対応すべきではないか。

(公益法人・NPO法人等)

- これからの時代においては、「政府の担う公共」だけでなく「民間の担う公共」が重要であり、公益法人やNPO法人の寄附金税制のあり方が重要なテーマとなる。このような寄附金税制については、引き続き真に公益的な活動をより有効に支援できる制度としていく必要があるのではないか。
- 設立間もないNPO法人の財政面等の実態を踏まえ、NPO法人を育てていく観点から、認定NPO法人の認定要件を見直し、活用しやすいものにする工夫が必要ではないか
- 公益法人制度改革については、平成15年6月の「閣議決定」のスケジュールに沿って、年内に制度の基本的枠組みが具体化されることとなっており、今後はその結果を受けて、税調において公益法人等課税のあり方について一から議論する必要がある。
- 今後、税調において公益法人等課税のあり方について議論を行うに当たっては、従来のような「原則課税」か「原則非課税」かというような議論ではなく、むしろ、課税の公平・適正化や民間非営利活動の円滑化などの多角的な観点から、法人の実態等を踏まえたバランスの

とれた議論を行っていくべきではないか。

(法人事業税)

- 法人事業税について、財政力の小さな団体により税収が配分されるような分割基準の見直しを行うべき。
- 地方が企業誘致等のために法人事業税の不均一課税等を行う場合に、減額分を交付税で補填する仕組みは改善すべき。
- 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置等については、税負担の公平を図る観点から、その廃止が課題。

国際課税

- 我が国の国別の対外直接投資累計額を見ると、オランダ、パナマ、ケイマンといった軽課税国が上位を占めており、こうした傾向を懸念している。また、カナダの法人税率（国税）は21%となっており、軽課税国の仲間入りをしかねない状況である。このように各国の税制が動いている中で、外国子会社合算税制のあり方について企業活動の実態を踏まえた検討を行うとともに課税の適正化を行う必要がある。
- 匿名組合や任意組合をはじめとする多様な事業体について、新日米租税条約で日米間の課税関係の明確化を行ったところであるが、国内の組合制度においても租税回避の防止を図りつつ課税の適正化を進めていく必要がある。

資産課税

(相続税)

- 今後の消費税率引上げや所得税の負担増とのバランスをとるため、相続税の課税ベースを広げることが必要。
- 社会保障政策は見直しが行われているが、それと軌を一にして財源問題もある。タイミングを見て、老後扶養の社会化の進展により相続

の段階で負担を求める方向で検討することが必要。

- 相続税・贈与税は所得税の補完税であるため、負担水準の検討や諸外国との比較は所得税と合わせて行うべき。
- 年金課税において保険料拠出時と年金給付時の両段階での税負担軽減はおかしいとの議論があるほか、高額所得者への年金給付に制限を加えようとしている。その一方で、老後扶養の社会化に伴い相続の段階で負担を求めるべきとの議論があるが、これでは豊かな人には二重の負担となる。
- 少子高齢化が進む中、高齢者にもう少し負担してもらおうとの発想から言えば、結果的にストックとフローの両段階での二重の負担が生じざるを得ない。
- 何故富の再分配が必要なのか。特に中小企業の場合、融資の担保となり得る個人資産は大切だが、これは既に税を負担した上で蓄積されたもの。その意味で日本の相続税は累進度も最高税率 50% もまだ高い。
- 所得と資産の両段階で課税するのは、所得の段階で完全に負担していないものは資産の段階で清算しなければ社会的不公平が起こるとの考え方によっており、また、親が稼いだものを子に丸ごと渡すことも社会的公平から問題がある。富の再分配は強めるべき。
- 文化財散逸の原因を相続税等に求める議論が多いが、ヨーロッパと比較して日本の相続税が別に厳しいわけでもない。ただし、ソフト・パワーも重要になってくるので、NPO との関係なども含め、税制にも文化的視点が重要。

(贈与税)

- 相続時精算課税制度の活用により、資産保有者の裾野が広がり、若年層による株式の長期保有に繋がる。この制度がより一層活用されるようにすべき。
- 相続時精算課税制度は死亡時までには価額が変動するリスクがあり、

経済活動に歪みを与えることから、生前に贈与した財産は相続開始時の時価に評価替えを行うべき。

- 相続時精算課税制度は経済活動に歪みを与えるとの指摘については、まずは同制度の活用状況等を数年間は注視することが必要。
- 贈与税は、資産の把握体制や徴収体制が整備されていないと実効性のある税として機能しないことが懸念される。

(固定資産税)

- 本来財政的に豊かではない団体こそ高い課税標準額で課税すべきであり、分権の時代にあつては、課税標準額の調整についても各地方団体の判断に委ねる部分があってもいいのではないか。
- 固定資産の評価や課税標準は全国的に均衡のとれたものにする必要があり、地方の努力は、むしろ税率によってなされるべき。
- 負担水準の均衡化に随分時間がかかっており、負担調整のかけ方について見直しが必要ではないか。
- 固定資産税の税負担に関しては、所得の如何に関わらず支払わなければならない納税者の感覚にも配慮しつつ、負担調整措置を講じていく必要がある。
- 土地の評価について、将来的には収益還元的な要素を重視していくべきではないか。

金融所得課税

- 金融所得課税の一体化については、投資家及び実務家双方の視点に立って、その仕組みをなるべく簡素なものとするのが重要。
- 金融所得課税の一体化に向けての具体的なスケジュールを明示することが必要ではないか。
- 金融所得課税の一体化は、税調が今まで目指してきた全ての所得の総合課税化という方向に反するのではないか。

- 金融所得課税の一体化は、現在区々となっている課税を一本化しようとするものであり、総合課税に向かつての一步と見ることもできるが、金融所得については、資本の海外逃避という問題もあり、総合課税を行うことは難しいのではないか。
- 金融所得まで含めた包括所得は、年によって大きく変動すること、また、支出税的な観点からは、そもそも利子などの金融収益に課税すると一生の間では二重課税になっていることから、金融所得は非課税にすべきと考えられることを踏まえると、総合課税が望ましいとは言えない。
- いわゆる金融番号を創設する際には、本人確認の方法として、住所の異動が確実に把握できる住基ネットを利用することが望ましいのではないか。
- いわゆる金融番号のために税務当局が新しい番号を付番することは無駄であり、住民基本台帳の住民票コードを利用すべき。
- 金融番号に住民票コードを採用することを提案した場合には、金融所得課税の一体化自体が実現困難となりかねない。したがって、金融番号に住民票コードを採用すべきではない。